

第 1 章 公的年金の意義と役割

1 少子高齢化の進行と年金の役割

誰でも年をとれば、個人差はあっても、若い頃のように働けなくなり、収入を得る能力が低下するリスクを背負っています。

公的年金の大きな役割は、こうした老後の生活を保障することです。

我が国の平均寿命は世界一の水準に達し、人口構造の高齢化が進む一方、生まれてくる子どもの数は減少傾向にあり、少子化が進ん

でいます。また、総務省の「平成 21 年人口推計年報」（平成 22（2010）年 4 月公表）による平成 21 年 10 月 1 日現在の人口は 1 億 2,751 万人で、同調査の平成 20 年 10 月 1 日現在の人口と比べて 18 万人の減少となっており、わが国が「人口減少社会」を迎えつつあることが明らかになってきています。

〈図表 1-1〉 65 歳以上人口割合等の推移と見通し

	65 歳以上人口／全人口	65 歳以上人口／20 歳以上 65 歳未満人口
昭和 35（1960）年	5.7%	10.6%（9.5 人で 1 人）
昭和 45（1970）年	7.1%	11.7%（8.5 人で 1 人）
昭和 55（1980）年	9.1%	15.1%（6.6 人で 1 人）
平成 2（1990）年	12.0%	19.6%（5.1 人で 1 人）
平成 7（1995）年	14.5%	23.2%（4.3 人で 1 人）
平成 12（2000）年	17.3%	27.9%（3.6 人で 1 人）
平成 17（2005）年	20.2%	33.1%（3.0 人で 1 人）
平成 21（2009）年	22.8%	38.5%（2.6 人で 1 人）
平成 42（2030）年	31.8%	58.2%（1.7 人で 1 人）
平成 67（2055）年	40.5%	85.0%（1.2 人で 1 人）

（資料）総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」

<図表 1 - 2> 平均寿命の推移 (単位: 年)

	平均寿命	
	男	女
昭和 35 (1960) 年	65.32	70.19
昭和 45 (1970) 年	69.31	74.66
昭和 55 (1980) 年	73.35	78.76
平成 2 (1990) 年	75.92	81.90
平成 7 (1995) 年	76.38	82.85
平成 12 (2000) 年	77.72	84.60
平成 17 (2005) 年	78.53	85.49
平成 21 (2009) 年	79.59	86.44

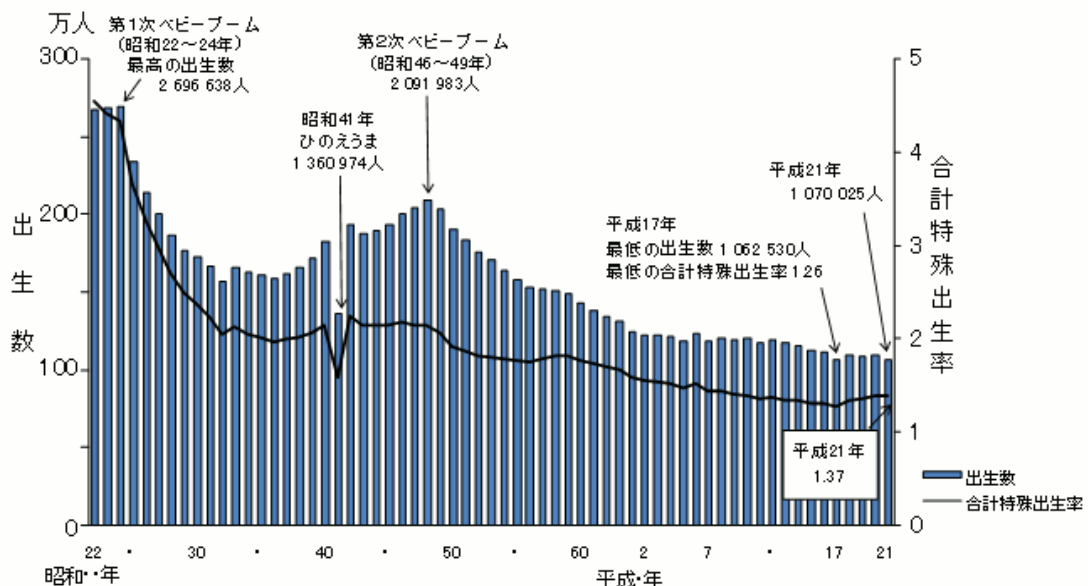
(資料) 厚生労働省統計情報部「平成 21 年簡易生命表」

<図表 1 - 3> 平均寿命の国際比較 (単位: 年)

国	作成基礎期間	平均寿命	
		男	女
日本	2009	79.59	86.44
アメリカ	2007	75.4	80.4
イスラエル	2008	79.1	83.0
韓国	2008	76.5	89.3
フランス	2009	77.8	84.5
アイスランド	2009	79.7	83.3
イタリア	2007	78.67	84.04
ノルウェー	2009	78.60	83.05
スウェーデン	2009	79.36	83.37
スイス	2008	79.7	84.4
オーストラリア	2005-2007	79.0	83.7

(資料) 厚生労働省統計情報部「平成 21 年簡易生命表」

<図表 1 - 4> 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(資料) 厚生労働省統計情報部「平成21年人口動態統計月報年計」

長寿化による国民の老後期間の伸張のほか、

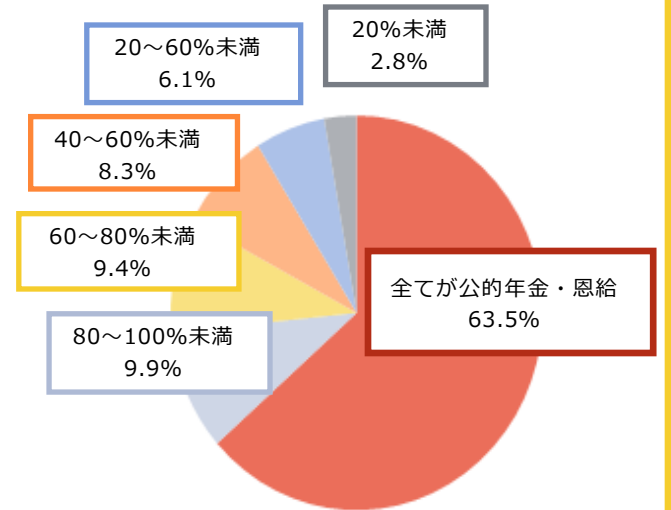
- ・産業構造の変化（工業化等）
- ・都市化
- ・家族（世帯）の在り方の変化
- ・国民意識の変化

などに伴い、子どもからの仕送りなどの私的扶養のみに頼って老後生活を送ることが困難になっています。

こうした中で、公的年金は高齢者世帯の所得の約7割を占め、国民の4人に1人が年金を受給するなど、今や老後生活の柱として定着し、国民生活に不可欠な役割を果たしています。

〈図表1-6〉6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

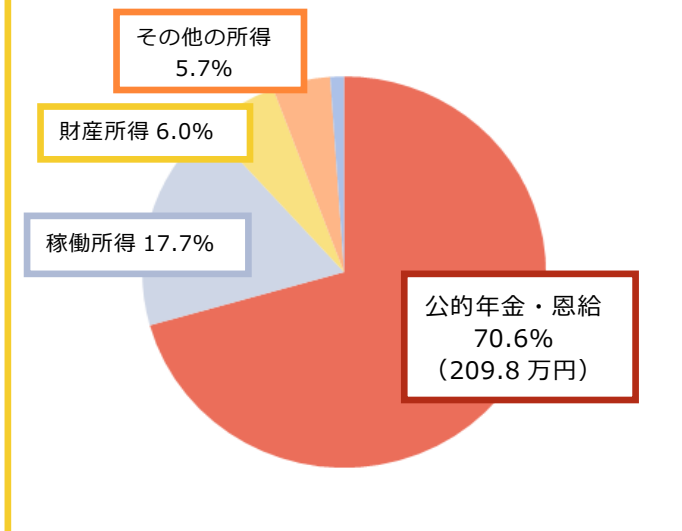
公的年金・恩給が総所得に占める割合



平成21年国民生活基礎調査（厚生労働省）

〈図表1-5〉年金は高齢者世帯の収入の7割

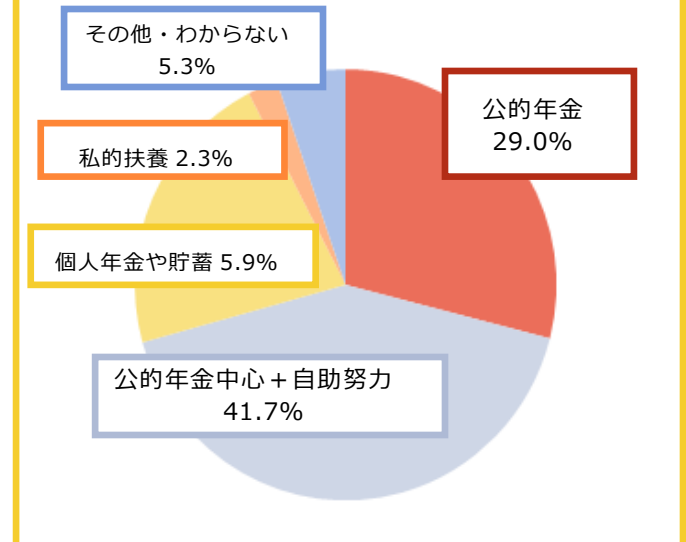
高齢者世帯の平均所得に占める割合



平成21年国民生活基礎調査（厚生労働省）

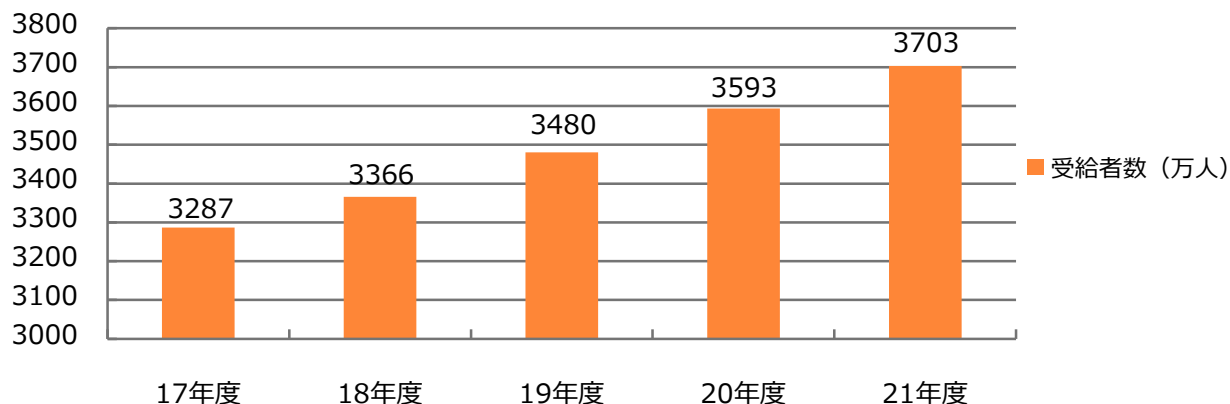
〈図表1-7〉高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割

高齢期の生活設計



社会保険事業の概況（社会保険庁）

〈図表 1－8〉国民の 4 人に 1 人が年金を受給



2 公的年金の基本的考え方

(1) 世代間扶養の仕組み

公的年金は、個人が納めた保険料を積み立ててその運用益とともに個人に返す（＝積立方式）のではなく、現在の現役世代の納める保険料によって現在の高齢者の年金給付を賄うという、「世代と世代の支え合い」、すなわち世代間扶養の仕組み（賦課方式）によって成り立っています。

世代間扶養の仕組みをとっているからこそ、

- ・賃金や物価に応じて給付額をスライド
- ・受給権者が亡くなるまで年金を支給
- ・万一の場合の障害・遺族年金も支給

といったことが可能になっているのです。

(2) 世代間の給付と負担の関係

公的年金について「払った分が戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。

公的年金が世代間扶養の仕組みであることからすれば、給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じることは適当ではないことに留意する必要があります。

(3) 公的年金のメリット

世代間扶養の仕組みによる公的年金は、(1)で述べたような長所があり、さらに公的な制度であるからこそ、

- ・給付費などに対する国庫負担が行われること
- ・支払った保険料は税制上、所得から全額控除されること（社会保険料控除）

など、私的年金にはないメリットがあります。

私的年金や貯蓄は、公的年金を補完して、個々人の多様な老後生活のニーズを満たす役割を持っており、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の生活資金を確保していくべきものと考えられます。

公的年金制度は、本来、損得で論ずる問題ではありませんが、あえて計算したとしても、「払い損」にはなっていません。

〈図表 1 - 9〉 世代ごとの給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1940 年生	1950 年生	1960 年生	1970 年生	2000 年生
保険料	900万円	1,200万円	1,800万円	2,400万円	4,200万円
年金給付	4,400万円	4,200万円	5,000万円	5,900万円	9,700万円
比率	5.1 倍	3.4 倍	2.8 倍	2.5 倍	2.3 倍

【国民年金(基礎年金)】

	1940 年生	1950 年生	1960 年生	1970 年生	2000 年生
保険料	300万円	500 万円	700 万円	1,000 万円	1,700 万円
年金給付	1,400万円	1,300 万円	1,400 万円	1,500 万円	2,500 万円
比率	4.5 倍	2.7 倍	1.9 倍	1.6 倍	1.5 倍

(注1)保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定しています。

(注2)65歳から60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで年金を受給するものと仮定しています。

(注3)保険料及び年金給付は、各世代が65歳となった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したものです。(経済前提(2016年～);賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%)

(注4)【厚生年金(基礎年金を含む)】については、標準的な年金受給世帯における給付と負担(本人負担分)を推計したものです。